

仕様書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 件名	1
2. 業務の目的	1
3. 業務の概要	1
4. 履行期限	1
5. 提供物	1
6. 業務の詳細	1
(1) 動画制作	1
① 業務計画書の作成	1
② 動画制作対象	2
③ 企画及び構成立案	2
④ 動画の制作	3
⑤ ナレーション、テロップ及び字幕の制作	3
⑥ データの作成	3
⑦ サムネイルの作成	3
(2) 動画テンプレートデザインの制作	3
(3) プロジェクトマネジメントシステムのロゴ制作	4
(4) プロジェクトマネジメントシステムのバナー制作	4
(5) その他付帯業務	4
7. 納入物及び納入場所	4
(1) 納入物	4
(2) 納入場所	4
8. 情報管理体制	4
9. その他	5

1. 件名

「プロジェクトマネジメントシステム」に係る操作説明支援動画制作業務

2. 業務の目的

プロジェクトマネジメントシステムは、NEDO 事業へ参画する事業者と事業を実施するうえで必要な契約、検査等を行うシステムである。利用者に対する操作説明としてマニュアル及び FAQ を整備しているが、静止画と文字の説明では分かりづらい操作があることから、利用者へより分かりやすく操作を伝えるための構成の検討、画面の切り替え/戻り、作成する様式や注意点の効果的な説明等により、操作説明を支援するための動画を企画・制作することを目的とする。

3. 業務の概要

本調達で実施する業務は以下のとおり。

- (1) 動画制作
- (2) 動画テンプレートデザインの制作
- (3) プロジェクトマネジメントシステムのロゴ制作
- (4) プロジェクトマネジメントシステムのバナー制作
- (5) その他付帯業務

4. 履行期限

2024 年 3 月 22 日(金)

5. 提供物

発注者からの提供物は以下のとおり。

- (1) マニュアル及び FAQ
動画制作対象箇所のマニュアル及び FAQ を提供する。(PDF 形式)
- (2) 検証システムのアカウント
受注者が動画制作に必要として発注者に申し出た場合、検証システム(事業者用)のアカウントを提供する。検証システム(事業者用)は、受注者の PC 環境(インターネット接続有)からアクセス可能である。
- (3) オープニング及びクロージング映像
動画の冒頭及び終了時に挿入する映像を提供する。
オープニング映像(3 秒程度)、クロージング映像(5 秒程度) (MP4 形式)
- (4) NEDO ロゴ(PNG 形式)及び NEDO デザインマニュアル

6. 業務の詳細

(1) 動画制作

① 業務計画書の作成

受注者は、契約締結後発注者の 5 営業日以内に本業務を実施するためのスケジュール及び体制等を記載した業務計画書(案)を作成し、発注者の了承を得ること。業務計画書(案)においては、本業務の責任者、

品質管理責任者、作業分担等を明記した体制図及び情報セキュリティを維持するための体制の案を包含すること。また、スケジュールには、本業務の工程管理に必要な情報に加え、発注者が行う業務が分かるように記載すること。

発注者の了承を得た業務計画書は、受注者にて進捗管理に用いるものとする。なお、業務進行中に計画の変更が生じた場合は、直ちに業務計画書を修正し、発注者の了承を得ること。

② 動画制作対象

動画の制作対象は、「図 1 業務フロー」に示す業務フローのうち、「実施計画書 作成・提出」と、「経費計上」部分とする。

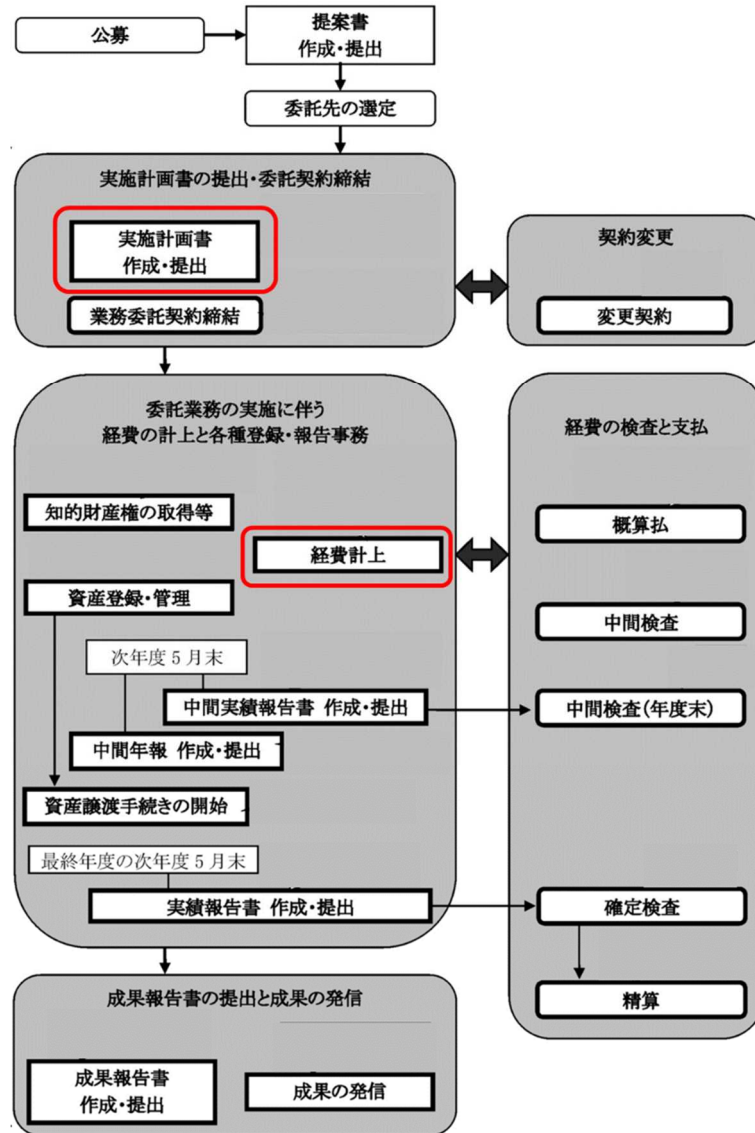


図 1 業務フロー

③ 企画及び構成立案

受注者は、以下を反映した動画の企画及び構成立案を絵コンテ等により行い、発注者の了承を得ること。なお、構成立案の修正は 2 回までとする。

- 1) システム操作を説明するための動画となるため、利用者が動画を閲覧することで操作を行えることを目的に構成を検討すること。

- 2) 動画は「実施計画書 作成・提出」と、「経費計上」の 2 本とし、実施する操作単位でセクション分けすること。セクションの開始時にはそれが分かるタイトルを挿入すること。
- 3) セクションごとの動画時間は 5 分程度とすること。
- 4) 動画は「5.提供物」で提供するマニュアル等を基に制作すること。特に利用者からの問い合わせが多い点(FAQ)等について、利用者が理解できるように注意を表示するなど工夫をすること。
- 5) 作成する動画に対するナレーション原稿を作成し、発注者の了承を得ること。
- 6) 説明文を画面下部に字幕表示すること。また、必要に応じて適切な画面位置にテロップ挿入を行うこと。
- 7) 画面のアスペクト比は 16:9 であること。
- 8) 画面へ常時、発注者が提供する発注者のロゴが表示されるようにすること。
- 9) システムの画像は、受注者からの申し出により発注者が提供するか、または、受注者が検証環境から画面コピーを作成する等により入手すること。
- 10) イメージを伝えるためにイラスト、アニメーション、BGM 等を効果的に使用すること。イラスト等は著作権フリーなものを使用すること。

④ 動画の制作

- 1) 受注者は「③企画及び構成立案」で作成した構成案に基づき、動画を制作すること。制作した動画の見本は発注者へ提供すること。なお、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。
- 2) 発注者が見本を確認後、発注者からの指示を踏まえて、動画の編集を行うこと。編集後の動画は、試写等により発注者の了承を得たうえで最終版を制作すること。なお、編集動画の修正は、各セクションにつき 3 回までとする。

⑤ ナレーション、テロップ及び字幕の制作

必要なナレーション、テロップ及び字幕を制作し、動画の適切な画面位置に挿入すること。

⑥ データの作成

以下のとおり、制作したデータを DVD-R 等に記録して提出すること。

- 1) 編集用白完パッケージデータ
 - i) 解像度は 1,920×1,080 ピクセルとすること。
 - ii) MOV 形式及び MP4 形式(ビットレート 2,864kbps(映像 2,672kbps、音声 192kbps)とすること。
 - iii) 字幕や BGM 等を入れないこと。
- 2) 再生用完パッケージデータ
 - i) 解像度は 1,920×1,080 ピクセルとすること。
 - ii) MOV 形式及び MP4 形式(ビットレート 2,864kbps(映像 2,672kbps、音声 192kbps)とすること。

⑦ サムネイルの作成

動画ごとに YouTube へ掲載できるようにサムネイル画像を JPEG 形式で制作すること。

(2) 動画テンプレートデザインの制作

プロジェクトマネジメントシステムの操作説明支援動画として共通の動画テンプレートのデザインを制作すること。動画テンプレートでは、字幕位置、使用するフォント及びフォントサイズ等についても明示すること。

デザイン案は 3 案以上作成し、発注者へ提示すること。

(3) プロジェクトマネジメントシステムのロゴ制作

動画、サムネイル及びホームページ掲載バナーへ表示するためのプロジェクトマネジメントシステムのロゴを制作すること。プロジェクトマネジメントシステムの略称として「NEDO-PMS」の表記とし、3案以上を作成し発注者へ提示すること。

(4) プロジェクトマネジメントシステムのバナー制作

発注者のホームページで利用するバナーを制作すること。バナーのサイズは 200px(縦)×435px(横)とすること。バナーには、(3)で作成したロゴを配置してデザインすることとし、デザイン案は 3案以上作成し、発注者へ提示すること。

(5) その他付帯業務

(1)から(4)までの業務を実施するうえで必要な付帯する業務を行うこと。

7. 納入物及び納入場所

(1) 納入物

本業務における納入物の名称等については、「表 1 納入物一覧」に示すとおり。

表 1 納入物一覧

項番	納入物名称	記載箇所	納入期限
1	業務計画書	6.(1)①	業務計画書(案)を契約締結後発注者の5営業日以内に提出すること。
2	編集用白完パケデータ	6.(1)⑥1)	2024年3月22日(金)
3	再生用白完パケデータ	6.(1)⑥2)	2024年3月22日(金)
4	サムネイル	6.(1)⑦	2024年3月22日(金)
5	動画テンプレートデザイン	6.(2)	2024年3月22日(金)
6	プロジェクトマネジメントシステム ロゴ	6.(3)	2024年3月22日(金)
7	プロジェクトマネジメントシステム バナー	6.(4)	2024年3月22日(金)

納入物は、電子媒体(DVD-R等)で1部納入すること。

(2) 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 システム業務部

8. 情報管理

本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取り扱うに当たっては、善良なる管理者の注意をもって漏えい等防止の取組を行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

9. その他

- (1) 納入物に関する全ての知的財産権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び所有権等は発注者に帰属するものとし、受注者は納入物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取扱いについては以下のとおり。
 - ① 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認した上で、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - ② 制作物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物使用に必要な費用負担及び無制限に使用できる使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
- (3) 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること(以下「契約不適合」という。)が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
- (4) 受注者は本業務に係る諸経費全てを負担すること。
- (5) 発注者のロゴ使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」に従うこと。
- (6) 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
- (7) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。
- (8) 本業務は本仕様書及び受注者が入札時に提出した提案書に基づき実施すること。